

安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾

令和4年度の総括（まとめ）

目 次

はじめに	P 1
I アクションプログラムの取組(アクション)の紹介	P 2
II 県(関係部局)のアクションの紹介	P 8
III 数値目標の進捗状況	P 23
IV 令和4年度の総括～成果と課題をふまえた今後の取組の方向性～	P 30

はじめに

1. プログラム策定の背景

平成 14 年以降、県内における刑法犯認知件数は年々減少を続け、平成 27 年には、平成 14 年より 7 割近く減少し、平成に入ってから最少数となる 15,178 件を記録しました。

しかしながら、県民に大きな不安を与える凶悪犯罪、子ども・女性が被害者となる性犯罪などは後を絶たず、さらには高齢者に対する特殊詐欺の増加、サイバー空間における犯罪も相次ぐなど、犯罪情勢の急激な変化に伴う新たな課題が発生しました。また、平成 28 年 5 月に開催された伊勢志摩サミット後も全国高校総体、三重とこわか国体の開催などにより、多くの人の来県が見込まれ、交通安全にも一層の注意が求められることが課題となりました。

こうした課題に対応するとともに、伊勢志摩サミットのレガシー（自分たちの地域は、自分たちで守るという気運の高まり）を引き継ぎ発展させて、県民と、事業者、警察、行政など、さまざまな主体が力を合わせて、安全で安心な三重のまちづくりをめざし、防犯・交通安全にかかる取組を総合的に推進するため「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」（以下「プログラム」という。）を平成 29 年 1 月に策定しました。

2. プログラム第 2 弾について

このプログラムの計画期間が令和元年度末で終了することに伴い、成果や明らかとなった課題、県民意識の変化や近年の犯罪情勢、傾向等をふまえて、令和 2 年 1 月に「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第 2 弾」（以下「プログラム第 2 弾」という。）を策定しました。

プログラムの概要 [計画期間：令和2(2020)年度から令和5(2023)年度まで]

めざす姿 **“県民力” でつくる犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重**

▼3つの「基本方針」

- 意識づくり
- 地域づくり
- 環境づくり

▼6つの「重点テーマ」

- 1 地域の防犯力を高める
- 2 子どもを犯罪から守る
- 3 女性を犯罪から守る
- 4 高齢者を犯罪から守る
- 5 近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する
- 6 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす

地域の実情に応じた効果的な見守り、ネットワーク活性化等…

盗難、空き巣、サイバー犯罪、テロ、薬物乱用等…

▼基本目標

・刑法犯認知件数	11,247件⇒7,500件未満
・交通事故死者数	87人⇒60人以下
・防犯・交通安全活動参加者	31.9%⇒37.5%

▼進捗管理

- ・有識者等からなる推進会議等で、意見を聴取しながら改善を図ります。
- ・県民大会で県民等と方向性を共有します。

本書は、令和 4 年度の成果と課題をふまえて、翌年度（令和 5 年度）の効果的なプログラム第 2 弾の促進に資することを目的とします。

I アクションプログラム第2弾を踏まえたアクションの紹介

(1) 安全・安心まちづくりフォーラムの開催

県民の皆さんの防犯意識の高揚と、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの推進等を目的としたイベント「安全・安心まちづくりフォーラム」を警察本部・三重県防犯協会連合会と共催しました。

「学生や企業との連携」、「現役世代（PTA）主体の活動」、「地域活性化活動との連動」といった特色ある取組を行う県内防犯ボランティア団体（4団体）による事例発表や、「防犯と心理学～理論と持続可能性～」と題し、皇學館大学文学部 高沢佳司准教授に防犯に関する理論や持続可能な防犯ボランティアについて、心理学的な観点からご講演いただきました。

参加者からは、「企業・大学との連携や事業者中心の活動等特色ある内容が多く興味深かった」、「他の団体の活動を知れて参考になった。コツコツと拡大していくことが大切だと感じた」といった声がありました。



講演の様子

【実施概要】

実施日	場所	対象者	参加者数
8月2日	県庁講堂	防犯ボランティア団体や関係機関の職員等	57人



事例発表の様子

(2) 「安全安心まちづくり地域リーダー」養成講座の開催

防犯ボランティア等の経験が概ね3年以上であり、地域の防犯活動等をけん引する意志のある方などを対象に、防犯活動を継続していくための有益な知識や、他の活動者を指導することができるような実践的技術を身に付けていただくための講座を開催しました。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、分散開催（四日市会場と尾鷲会場）とし、県関係職員以外の講師には、Zoomを用いたオンラインで講演・ワークショップを行っていただきました。

内容としては、まず、県でのアクションプログラム推進の軸となる県・警察本部・県教育委員会事務局による「アクションプログラム第2弾」（県）、「スクールガードについて」（教育委員会事務局）「県内の犯罪情勢」（県警）の説明を行いました。

続けて、「安全・安心なまちづくりのために求められることとは」と題し、常葉大学教育学部 木宮敬信教授に「防犯ボランティアの現状と課題」や「犯罪に強い街づくりのための提案」についてご講演いただきました。

最後は、うさぎママのパトロール教室 安全インストラクター 武田信彦様に、「効果的な防犯対策の考え方」や「子どもたちへの防犯指導のコツ」など防犯活動に係る実践的な知識をご教授いただきました。

本講座の開催の結果、安全安心まちづくり地域リーダーを新たに4名養成することができました。来年度は全市町へのリーダー配置をめざし、取組を進めていきます。

【実施概要】

実施日	場所	対象者	参加者数
8月23日	三重県四日市庁舎第11会議室 尾鷲庁舎301会議室	新規リーダー申込のあった県民	34人（うち新規申込者4人）



四日市会場の様子



尾鷲会場の様子

(3) 安全安心まちづくり地域リーダーフォローアップ講座の開催

フォローアップ講座は、安全安心まちづくり地域リーダーを対象に、さらなるスキルアップや、リーダー相互の情報交換を通じたノウハウの共有を目的に開催するものです。

今年度は、警察本部による犯罪情勢の説明や中部電力パワーグリッド株式会社様による地域の安全に資するサービスの説明のほか、「アクションプログラムの改定に向けて」や「自転車盗難を防ぐために」をテーマに意見交換を行いました。

【実施概要】

実施日	場所	対象者	参加者数
2月1日	三重県松阪庁舎大会議室	安全安心まちづくり 地域リーダー	24人



意見交換会の様子

(4) 安心して暮らせるまちづくり出前講座の実施

県内での安全で安心なまちづくりに係る取組をより一層広げていくとともに、日ごろの活動の参考としていただくための出前講座を今年度は1回実施し、アクションプログラムの概要や県の安全安心まちづくりに係る取組について説明するとともに、できる範囲で安全安心まちづくり活動に協力いただけるよう呼びかけを行いました。



出前講座の様子

【実施概要】

実施日	要請のあった団体	対象者	参加者数
12月6日	鈴鹿市内の社会福祉法人	施設利用者	11人

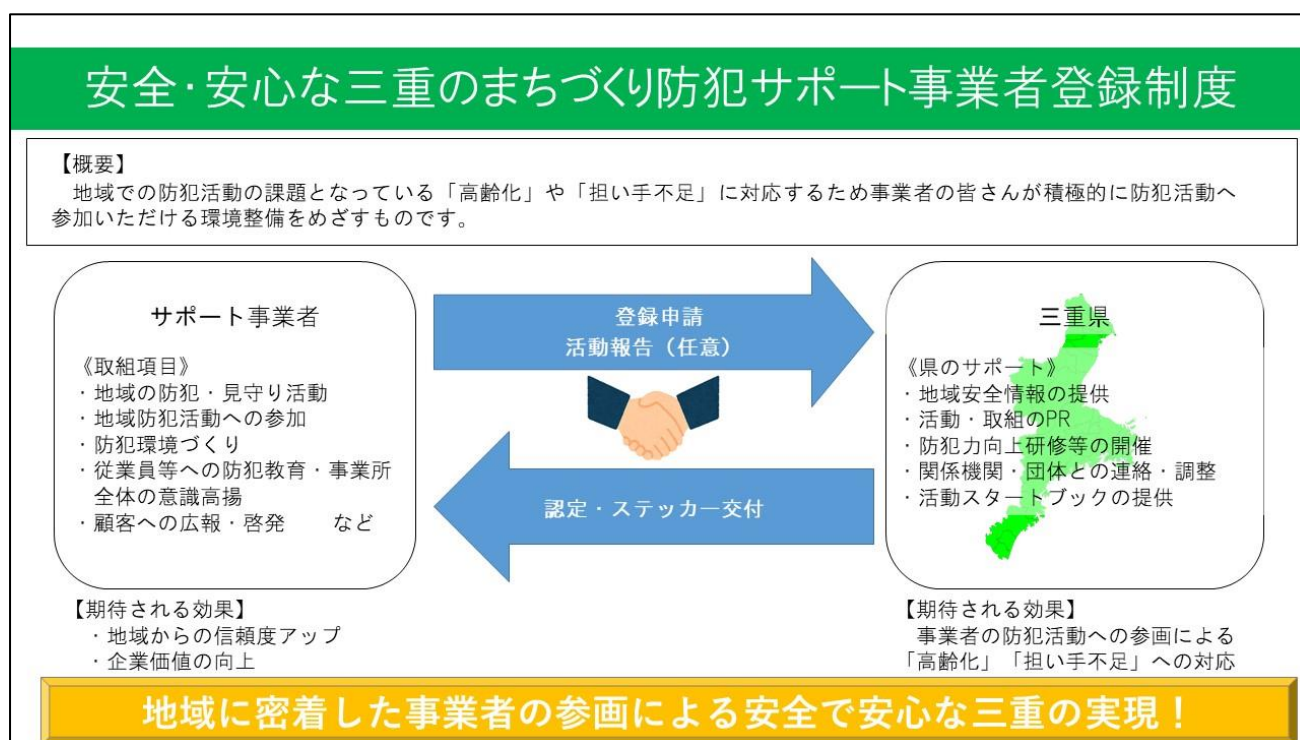
(5) 安全・安心なみえのまちづくり防犯サポート事業者登録制度の検討

「事業者」は、「県民」や「自治体(県・市町)」と並ぶアクションの重要な担い手ですが、その活動促進については、これまでほとんど取組ができていませんでした。

「事業者」が防犯活動に参画することは、地域における「構成員の高齢化」や「担い手不足」といった課題に対応でき、持続可能な活動につながることから、事業者が防犯活動に参画しやすくなるような仕組みづくりを検討しました。

検討にあたっては、事業者が防犯活動に「無理なく参画できること」や「制度への登録にあたり可能な限り手間がかからないこと」を意識し、設計にあたりました。検討結果は附属機関である「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」で意見聴取を行い、ブラッシュアップを重ねていきました。

来年度からは、出来る限り幅広い事業者へこの制度を周知し、多くの事業者がこの制度へ登録いただくことで、持続可能な活動を全県的に展開していきたいと考えています。



制度の概要

(6) 県関係部局のさらなる連携の推進（3分野WGの開催）

アクションプログラムの主軸となる県の3分野（県・警察・教育委員会）の連携を強化し、安全安心まちづくりに係る県の取組がより効果的なものになるよう協議を重ねる場として、担当者によるワーキンググループを実施しました。

今年度は2回開催し、各分野での年間スケジュールの共有や、その中で協力できる取組がないかの検討を実施し、「安全安心まちづくりフォーラムの警察本部との共催」、「安全安心まちづくり地域リーダー養成講座とスクールガード・リーダー育成講習会の同時開催」といった連携をすることができました。



ワーキンググループの様子

「安全安心まちづくりフォーラムの警察本部との共催」については、県及び警察本部がそれぞれで開催していたイベントを統合開催することによって、運営の効率化及び参加者の利便性向上につながりました。【詳細は（1）を参照】

「安全安心まちづくり地域リーダー養成講座とスクールガード・リーダー育成講習会の同時開催」については、それぞれが所管する安全安心まちづくりに携わる県民に対する講習会を同時に開催することで、多様な視点から研修を実施することができました【詳細は（2）を参照】。

来年度もワーキンググループを通じて、顔の見える関係づくりとさらなる連携をめざします。

【実施概要】

実施日	場所	議題
4月22日	環境生活部相談室	・各分野の令和4年度事業について情報共有 ・意見交換
2月2日	勤労者福祉会館 第2教室	・令和5年度事業に係る情報共有 ・令和5年度の連携体制に係る意見交換

(7) 市町担当者会議の開催

県の取組を市町の担当者へ周知し、県と市町の密な連携のもと安全安心まちづくりに取り組むための体制整備を目的に市町担当者会議を開催しました。

内容としては県の取組内容を説明し協力を求めたほか、警察本部から犯罪情勢についての説明していただきました。また、「特殊詐欺防止に係る取組状況」や「防犯カメラに係る補助制度や設置状況」について、意見交換を行いました。

来年度はアクションプログラムの改定も見据え、より一層連携を強化していきます。



担当者会議の様子

【実施概要】

実施日	対象者	参加者数
5月23日	各市町安全安心まちづくり（防犯）担当者	34名

(8) 「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」の開催

標記推進会議は、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」第5条の規定における推進体制を整備するため設置する県の附属機関等に位置づけられるもので、県の安全で安心なまちづくりに係る課題や、施策の方針などについて議論する重要な場です。

今年度は3回開催し、事業者に向けた取組の検討や、安全安心まちづくりに係る取組の方向性について協議を行いました。



推進会議の様子

【実施概要】

	実施日	場所	主な協議事項等	参加委員
第1回	6月27日	津庁舎 61会議室	・プログラム第2弾令和3年度の総括（案）について ・安全安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度について	18名
第2回	10月21日	JA 三重健保会館 大研修室	・安全安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度について ・体感治安向上に向けた取組について	13名
第3回	3月14日	JA 三重健保会館 中研修室	・安全安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度について ・令和5年度の取組方針について	16名

II 県（関係部局）の取組状況

プログラム第2弾の重点テーマ6項目に関連する県（関係部局）の主要施策の令和4年度
の取組概要等は以下のとおりです。

【重点テーマ6項目】

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 1. 地域の防犯力を高める | 4. 高齢者を犯罪から守る |
| 2. 子どもを犯罪から守る | 5. 近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する |
| 3. 女性を犯罪から守る | 6. 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす |

なお、以下に記載の「令和4年度取組概要」及び「令和5年度取組方向（予定）」は
令和5年1月末時点での記載であり、令和4年度実績（令和4年度末時点）とは異なる場合
があります。

1. 重点テーマ「地域の防犯力を高める」

令和4年度取組概要	令和5年度取組方向（予定）	担当部
【安全安心まちづくり地域リーダー養成講座】		
地域の防犯活動等をけん引する意志のある方などを対象に、「安全・安心まちづくり地域リーダー養成講座」を開催し、新たに4名の地域リーダーを養成しました。	プログラムの重点テーマ「地域の防犯力を高める」の活動指標である「地域リーダーの配置市町数」が未達成（17市町/29市町）であるため、目標達成に向け、未配置市町への働きかけ等により達成をめざします。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
【安全安心まちづくり地域リーダーフォローアップ講座】		
地域リーダー24名に対し、フォローアップ講座を開催し、活動事例の共有や増加する自転車盗への対応策についての意見交換を実施することで、地域防犯力の向上を図りました。	来年度も引き続きフォローアップ講座を開催することによって、一層のスキル向上やリーダー同士の交流による知識・ノウハウの共有を図ります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
【市町担当者との連携】		
市町担当者会議を実施し、県の取組への協力を求めたほか、各市町で実施している補助制度等について情報共有、意見交換することで県及び市町間での連携を深めました。	アクションプログラムの改定も見据え、市町担当者と協議する機会を増やし（3回を予定）、密な連携のもと取組を進めていきます。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
【地域生活定着支援事業】		
県が設置する三重県地域生活定着支援センターにおいて、高齢であり、又は障がいがあるため福祉的な支援を必	引き続き、犯罪や非行をした人を孤立させず、再び過ちを犯すことのないよう、国や市町、関係団体等と	子ども・福祉部 (地域福祉課)

<p>要とする矯正施設退所者等が、地域の中で必要な支援を受けながら自立した日常生活又は社会生活を営むことができ、ひいては再犯防止につながるよう、保護観察所等の関係機関と連携し、帰住先の確保や必要な福祉サービス（障害者手帳の交付、社会福祉施設の利用など）へのつなぎ等の支援を実施しています。</p> <p>※令和3年度取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネート業務 48件 ・フォローアップ業務 32件 ・被疑者等支援業務 2件 ・相談支援業務 13件 	<p>連携して、矯正施設退所者等の円滑な地域生活への移行支援に取り組みます。</p>	
<p>【地域・事業者・学校等との連携】</p>		
<p>地域の犯罪情勢に応じ、警察活動の強化に取り組むとともに、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組を推進しましたが、令和4年中の刑法犯認知件数は7,647件(前年比+237件)となりました。</p> <p>引き続き、警察活動の強化に取り組むとともに、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組を継続していく必要があります。</p>	<p>安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会を構築するため、地域の犯罪情勢に応じ、警察活動の強化に取り組むとともに、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組を推進します。</p>	<p>警察本部 (生活安全企画課)</p>
<p>【「子ども安全・安心の店」認定事業】</p>		
<p>地域における防犯ボランティア活動に取り組む団体等に対し、防犯活動用物品の配布や犯罪情報・地域安全情報を提供する等の支援を推進しました。また、子どもの登下校時における犯罪被害を防止するため、事業所や業界団体への働き掛けにより、子どもの登下校時の見守り活動等を行う「子ども安全・安心の店」認定事業所の拡充に取り組んだ結果、令和5年1月末現在で認定事業所数は1,432事業所(前年比+172事業所)とな</p>	<p>地域における防犯ボランティア活動に取り組む団体等に対して、その活動が持続するよう、防犯活動用物品の配布や、犯罪情報・地域安全情報の提供等を通じた支援を推進します。また、「子ども安全・安心の店」について、県内全ての小学校区に対して複数の設置となるよう、各業界団体に対する働き掛けを継続し、認定事業所の更なる拡充に取り組みます。</p>	<p>警察本部 (生活安全企画課)</p>

<p>りました。引き続き「子ども安全・安心の店」認定事業所の拡充に取り組むとともに児童や保護者への周知に取り組む必要があります。</p>		
--	--	--

2. 重点テーマ「子どもを犯罪から守る」

令和4年度の実施概要	令和5年度の実施方向（予定）	主担当部
【スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置】		
<p>いじめや暴力行為の被害に遭っている児童生徒の心のケアや、課題を抱える児童生徒への支援を十分に行えるよう、SCとSSWの配置時間を拡充（SC：令和2年度比 28.7%増、SSW：令和2年度比 79.3%増）し、SCを各学校に配置するとともに、SSWを要請のあった学校に派遣して支援を行いました。加えて、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校 123 校と高校 20 校に引き続き配置し、SCやSSWと連携して支援を行いました。</p> <p>また、弁護士によるいじめ予防授業（小中学校のべ 24 校）や法務相談を実施するなど、専門人材と連携して対応にあたりました。今後もこれらの専門人材や、教員経験者・警察官経験者からなる生徒指導特別指導員の機動的な運用、関係機関との連携により、効果的に支援を進めていきます。</p>	<p>いじめや暴力行為の被害に遭っている児童生徒の心のケアや、課題を抱える児童生徒への支援を一層効果的に行うため、SCとSSWの配置時間を拡充します。SSWについては、高等学校（24 校）や各市町の中学校区（47 校区）を拠点に活動し、より機動的に支援が行えるよう取り組みます。加えて、SCやSSWと連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に引き続き配置します。</p> <p>また、弁護士によるいじめ予防授業の実施や法務相談体制の充実、弁護士と臨床心理士からなるいじめ対策アドバイザーの県立学校への派遣など、専門人材と連携した支援を進めていきます。</p>	<p>教育委員会 （生徒指導課）</p>
【インターネット上における不適切な書き込みへの対応】		
<p>年3回（平日 15 日間を3回）の通常のパトロールに加え、年間（平日）を通して新型コロナウイルス感染症に係る不適切な書き込み等のパトロールを実施しました。令和5年1月31日現在で780件（うちコロナ関連 31 件）の不適切な書き込みを検知しており、学校や市</p>	<p>引き続き、インターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年間通して実施するとともに、不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を運用します。</p>	<p>教育委員会 （生徒指導課）</p>

<p>町が特定できる書き込みについては、該当市町教育委員会と情報共有を行い対応しました。</p> <p>また、いじめや人権侵害につながるインターネット上の不適切な書き込みを通報できるアプリ「ネットみえ〜る」を引き続き運用しました。令和5年1月16日現在で「ネットみえ〜る」のダウンロード数は9,622件、令和4年度投稿数は31件（うち子どもに関わる投稿は1件）となっています。寄せられた投稿については学校や市町教育委員会等の関係機関と連携し、被害児童生徒を守る対応をとるとともに、加害児童生徒に指導を行いました。</p>		
<p>【児童・生徒のネットリテラシー向上】</p>		
<p>インターネットやSNSでのいじめが増加していることから、高校生による「SNS・ネットの上手な使い方講座」を小学校15校（出前授業6校・オンライン10校）で行うとともに、三重県いじめ防止応援サポーター等の外部人材によるいじめ防止や情報モラルに係る出前授業を24校（小学校：2校、中学校：2校、高校：18校、特別支援学校：2校）で実施し、子どもたちのネットリテラシーの向上に取り組みました。</p> <p>また、いじめ防止をテーマに児童生徒が作成した動画による県民コンテストを行い、いじめ防止に対する児童生徒の意識を高めるとともに、県民への啓発につなげました。</p>	<p>児童生徒が「いじめ防止」及び「情報モラルの向上」をテーマにした動画を作成する取組を通じ、いじめを許さない心や、相手を思いやる心、ネットリテラシーを育みます。動画作成に際しては、児童生徒間で、いじめの防止について意見交換し、いじめの防止に向けた主体的な行動ができるよう取り組みます。</p> <p>令和4年度末に開設するいじめ防止のポータルサイトで、学校やいじめ防止応援サポーターの主体的な取組事例や、いじめ防止強化月間の取組を紹介することにより、一層の啓発に取り組んでいきます。</p>	<p>教育委員会 （生徒指導課）</p>
<p>【通学路の安全確保及び学校安全体制の構築】</p>		
<p>通学路等の安全確保については、津市久居地域をモデル地域として、県立久居農林高校を拠点校に、学校安全アドバイザーによる登下校の安全対策に係る助言を行いました。学校安全アドバイザー</p>	<p>学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、モデル地域で通学路等の安全点検や安全マップづくりを実施します。また、通学路等における児童</p>	<p>教育委員会 （生徒指導課）</p>

<p>の指導助言のもと、高校生が地域の小中学生と協力して、防犯や交通安全上の危険箇所を明示した安全マップを作成するなど、交通ルールの遵守と交通安全、防犯に対する子どもたちの意識の向上を図りました。また、スクールガード・リーダーを核とし、学校と地域が連携した学校安全体制の構築に資するため、各団体の活動に必要な物品の支援を行いました。</p> <p>さらに、各市町の行う通学路合同点検の結果を、関係部局や県警本部と共有し、通学路の安全対策が円滑に進むよう取り組みました。</p>	<p>生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。加えて、県内の公立学校の教員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全及び防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めていきます。</p> <p>さらに、各市町の行う通学路合同点検の結果を、関係部局や県警本部と共有し、通学路の安全対策が円滑に進むよう取り組みます。</p>	
<p>【子どもの権利について学ぶことのできるワークシート及びデジタル絵本の作成・配付】</p>		
<p>令和3年度に作成した、子どもが自ら権利について学ぶことができるワークシート（小学校高学年の子どもが対象）やデジタル絵本（小学校低学年から未就学の子どもが対象）の活用について、小中学校長会等で呼びかけました。</p>	<p>令和3年度に作成した、子どもが自ら権利について学ぶことができるワークシート（小学校高学年の子どもが対象）やデジタル絵本（小学校低学年から未就学の子どもが対象）について、引き続き活用するよう学校等に呼びかけます。</p>	<p>子ども・福祉部 （少子化対策課）</p>
<p>【「みえ次世代育成応援ネットワーク」との連携</p>		
<p>「みえ次世代育成応援ネットワーク」では、地域の子どもたちに貴重な学びや体験の機会を提供するため、当ネットワークの会員企業において、会社見学（出前講座を含む）を実施しました。</p> <p>また、どのような支援（CSR活動）が求められているのかを知るために、子どもをサポートする活動を行っている団体をゲストスピーカーとしてお招きし、現場の声を聞くオンライン座談会を全4回実施しました。</p> <p>（9/30、10/21、11/27、12/19）</p>	<p>引き続き、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の参加企業・団体等と連携し、子どもの育ちを支える地域社会づくりに取り組みます。</p>	<p>子ども・福祉部 （少子化対策課）</p>
<p>【相談電話「こどもほっとダイヤル」の実施】</p>		
<p>子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話</p>	<p>子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相</p>	<p>子ども・福祉部 （少子化対策課）</p>

<p>「こどもほっとダイヤル」を実施するとともに、青少年にWebやSNS等の適正利用が進むよう出前講座を実施しました。</p>	<p>談電話「こどもほっとダイヤル」を実施するとともに、青少年にWebやSNS等の適正利用が進むよう出前講座を実施します。</p>	
<p>【専門職の増員による児童相談所の体制強化】</p>		
<p>国が策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を着実に進め、児童相談所の体制強化に努めました。</p>	<p>国が策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、引き続き、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を着実に進め、児童相談所の体制強化に努めます。</p>	<p>子ども・福祉部 (子育て支援課)</p>
<p>【A Iシステムの活用による児童相談所の対応力強化】</p>		
<p>児童相談所における対応力強化のため、A Iシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、ニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入的支援を推進しました。</p>	<p>児童相談所における対応力強化のため、A Iシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、ニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入的支援を推進します。</p>	<p>子ども・福祉部 (子育て支援課)</p>
<p>【児童相談所における外国人児童の虐待への対応】</p>		
<p>北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、これまでの鈴鹿児童相談所に加え、北勢児童相談所にも外国人支援員を配置し、外国人児童の支援にあたりるとともに、見守りを行い虐待の再発防止に努めました。</p>	<p>北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、鈴鹿児童相談所と北勢児童相談所に外国人支援員を配置し、外国人児童の支援にあたりるとともに、見守りを行い虐待の再発防止に努めます。</p>	<p>子ども・福祉部 (子育て支援課)</p>
<p>【市町における子ども家庭総合支援拠点の設置促進】</p>		
<p>市町における子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する（25市町／令和4年度末／予定）とともに、市町とともに現状の分析や課題・方向性の検討など、市町を支援するため全市町を対象に定期協議を実施しました。</p>	<p>市町をはじめとする関係機関との連携強化および情報共有を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営強化やこども家庭センターの設置を見据えた子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう人材育成を支援することで、県全体での対</p>	<p>子ども・福祉部 (子育て支援課)</p>

	応力強化を図ります。	
【要保護児童対策地域協議会運営支援アドバイザーの派遣やスーパーバイザーの派遣】		
関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（13市町 17回／予定）や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（3市町 7回／予定）等を行いました。	市町をはじめとする関係機関との連携強化および情報共有を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営強化やこども家庭センターの設置を見据えた子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう人材育成を支援することで、県全体での対応力強化を図ります。	子ども・福祉部 (子育て支援課)
【児童相談所と警察の連携強化】		
児童相談所と警察との連携を強化するため、児童相談センターと県警本部をオンラインで結び情報共有を行うとともに、児童虐待事案に迅速かつ適切な対応を図るため、合同訓練を実施しました（1回）。 また、被虐待児童や指導等を必要とする児童について、県内2か所の児童相談所一時保護所や児童養護施設等において（委託）一時保護を行い、心のケア等を行いました。	児童相談所と警察との連携を強化するため、児童相談センターと県警本部をオンラインで結び情報共有を行うとともに、児童虐待事案に迅速かつ適切な対応を図るため、合同訓練を実施します。 被虐待児童や指導等を必要とする児童について、県内2か所の児童相談所一時保護所や児童養護施設等において（委託）一時保護を行い、心のケア等を行います。	子ども・福祉部 (子育て支援課)
【非行防止教室等の開催と SNS における不適切な書き込みへの注意喚起等】		
少年警察ボランティア、関係機関等と連携し、非行少年等の居場所づくり活動等の立ち直り支援を実施するとともに、少年の規範意識を向上させるため、リモート形式を含む非行防止教室等の開催に取り組みました。また、児童の性被害につながる SNS 上の不適切な書き込みに対する注意喚起・警告や中学生・高校生等を対象に SNS における広報啓発等の対策を実施し、被害の未然防止を図りました。引き続き、子どもを犯罪から守る取組を推進する必要があります。	居場所づくり活動を始めた非行少年等の立ち直り支援を実施するとともに、非行防止教室等の開催により少年の規範意識の向上を図ります。また、SNS に起因する子どもの犯罪被害を未然に防止するため、さまざまな媒体を活用した広報啓発や SNS 上の児童の性被害につながる不適切な書き込みに対する注意喚起・警告等の先制的な対策を推進します。	警察本部 (少年課)

3. 重点テーマ「女性を犯罪から守る」

令和4年度の実施概要	令和5年度の実施方向（予定）	担当部署
【「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営及び相談体制の強化】		
<p>「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、過去最多を記録した昨年度を上回るペースで推移する性暴力に関する相談に対して、臨時的な相談員の増員や、幅広い年代が気軽に相談することのできる SNS 相談の実施などを通じ、きめ細やかな対応を行いました（相談件数：令和3年度：637件、令和4年度1月末時点：571件〈前年度同月比+42件〉）。</p> <p>また、重点事業「孤独・孤立な立場にある子どもの性被害支援強化事業」において、「学校における児童生徒間の性暴力」対応支援ハンドブックを作成し、県内全ての学校（小・中・高・特別支援）へ配付しました（R5年2月配付予定）。</p>	<p>引き続き増加の見込まれる性暴力に関する相談に対し、相談時間を1時間延長（令和5年度から 9：00～17：00）するとともに、SNS 相談を継続することで対応していきます。</p> <p>また、子どもと女性を性被害から守り、被害者の心に寄り添った切れ目のない支援を行うため、誰にも相談できずに一人で苦しんでいる性被害者を「よりこ」につなげるための SNS 等を活用したターゲットを絞った広報啓発や子どもの性被害防止をテーマにした出前講座の新規開催、令和4年度に作成した「学校における児童生徒間の性暴力対応支援」ハンドブックを活用した学校向け研修や市町等支援従事者の性暴力被害対応力向上研修等に取り組みます。</p>	<p>環境生活部 （くらし・交通安全課）</p>
【「配偶者からの暴力防止等連絡会議」の開催】		
<p>DV被害者支援について、関係機関による「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を県内5か所で開催し、情報共有・意見交換等を行うとともに、女性（婦人）相談員等の専門性向上のための研修を3回行いました。</p>	<p>令和2年3月に策定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、DV被害者の適切な保護・自立支援や性別にとらわれない相談を行えるよう関係機関と連携した取組を進めるとともに、引き続き、DV対応と児童虐待対応との連携強化を図ります。</p>	<p>子ども・福祉部 （子育て支援課）</p>
【SNS 相談及びDV 防止に係る啓発】		
<p>電話相談や来所での相談が難しい方向けにLINEによる相談を継続しました。</p> <p>また、DVや性暴力・性犯罪を防止するための啓発として、女性に対する暴力</p>	<p>DVを許さない社会意識の醸成に向けて啓発を行います。特に、新型コロナウイルス感染症の影響による社会活動の変化やDVそのものに関する認識の広がりなどにより、DV</p>	<p>子ども・福祉部 （子育て支援課）</p>

<p>をなくす運動期間を中心に県内45か所の施設で相談窓口案内のミニカード（名刺サイズ）やポケットティッシュを女性が持ち帰りやすい場所などに配置しました。</p>	<p>相談内容についても複雑化・多様化が懸念されることから、適切な支援を受けられるよう対応職員の能力向上や関係機関との連携強化に努めます。</p>	
<p>【人身安全関連事案への対応】</p>		
<p>ストーカー・DV事案等の人身安全関連事案を認知した場合は、関係部門が連携し、加害者の検挙や行政措置、被害者に対する防犯指導や避難措置等の支援を迅速かつ的確に講じ、被害の未然防止・拡大防止に努めました。引き続き、被害者等の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な組織対応を推進する必要があります。</p>	<p>ストーカー・DV事案等の人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高い事案であることを念頭におき、関係部門が連携した上、加害者の検挙、行政措置等を講じるとともに、被害者に対する防犯指導、避難措置等の支援について丁寧に説明して安心感の醸成に努めるなど、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確な組織対応を徹底します。</p>	<p>警察本部 (人身安全対策課)</p>

4. 重点テーマ「高齢者を犯罪から守る」

令和4年度の実施概要	令和5年度の実施方向（予定）	担当部署
<p>【消費者トラブル防止に向けた出前講座の実施】</p>		
<p>高齢者の消費者トラブル防止に向け、県内各地で出前講座等を実施しました。（8箇所実施、188人参加（2月末））</p>	<p>消費生活相談件数に占める高齢者の割合は、4割程度と高くなっていることから、高齢者の消費者トラブル防止に向け、県内各地で出前講座等を行います。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
<p>【「消費者啓発地域リーダー」養成講座の開催及び消費者安全確保地域協議会の設置促進】</p>		
<p>地域での啓発活動や見守り活動の担い手となる「消費者啓発地域リーダー」を養成する講座を消費者啓発地域リーダーの少ない南勢、東紀州地域の2地域で開催した結果、新たに9名の登録を得ました（登録者数計86名）。さらに、地域リーダーに定期的に啓発情報を提供するとともに、フォローアップ講座を県</p>	<p>「消費者啓発地域リーダー」による地域における自主的な取組、啓発活動を促進します。また、消費者に身近な市町における見守り体制の充実のため、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置に向けた働きかけを行います。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>

<p>内4地域で開催し、各地域における啓発活動の実施を支援しました。</p> <p>地域の見守り力向上のため、引き続き、地域リーダーの養成を進めるとともに、消費者に身近な市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進していく必要があります。</p>		
【関係機関・事業者と連携した特殊詐欺被害防止対策の推進】		
<p>特殊詐欺の被害を減少させるため、「県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発の推進」、「犯人からの電話等を直接受けないための環境整備の促進」及び「金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の推進」を基本方針として、関係機関・事業者等と連携し、被害防止対策を推進しましたが、令和4年中の特殊詐欺被害の認知件数が142件（前年比+32件）、被害額が約3億7,630万円（前年比+約1億8,380万円）と前年比で増加となり、特殊詐欺被害全体に占める高齢者の被害が8割を超えていることから、引き続き、発生実態に応じた被害防止対策を推進する必要があります。</p>	<p>特殊詐欺の被害を減少させるため、「県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導、広報啓発の推進」、「犯人からの電話等を直接受けないための環境整備の促進」及び「金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化」を基本方針として、関係機関や事業者等と連携し、簡易型録音警告機の配布など発生実態に応じた被害防止対策を推進します。</p>	<p>警察本部 （生活安全企画課）</p>

5. 重点テーマ「近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する」

令和4年度の実施概要	令和5年度の実施方向（予定）	担当部署
【成人年齢引き下げに係る周知啓発】		
<p>民法の成年年齢の引下げを踏まえた若年者の消費者トラブルの防止に向け、教育機関と連携し、「青少年消費生活講座」（23校計30回（2月末））を開催したほか、「小・中学校消費生活出前講座」（小学校3校、中学校5校を予定）、ラジオのパーソナリティが学校を訪問</p>	<p>民法の成年年齢引下げを受けて、教育機関等と連携しながら、若年者を対象とした出前講座等を実施するなど、若年者向けの消費者教育に取り組めます。また、多様な情報媒体の活用や若年者の参画を得ながら、若年者が消費者トラブルに遭うこと</p>	<p>環境生活部 （くらし・交通安全課）</p>

<p>して注意喚起を行う高校訪問事業（高校6校を予定）を実施しました。また、テレビやラジオ、映画館で啓発CMを放送するとともに、SNSを活用した啓発（2月～3月予定）を実施するなど、多様な情報媒体による取組を行いました。</p> <p>引き続き、さまざまな手法による消費者啓発・消費者教育を実施するとともに、若年者の参画を得ながら取組を推進していく必要があります。</p>	<p>なく、自立した消費者として行動するための知識と意識を高めるための取組を推進します。</p>	
<p>【薬物乱用防止に係る啓発及び検査】</p>		
<p>「令和4年度三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、警察本部、教育委員会等の関係機関と連携し、薬物乱用防止に関する啓発（街頭啓発7回、啓発者数7,270人）、立入検査（医療用麻薬等取扱い施設の立入検査1,088回）、再乱用防止（薬物依存者等の相談応需18件、薬物依存者の家族教室の開催4回）に取り組みました。引き続き、関係機関と連携し、大麻等の薬物乱用防止対策に取り組む必要があります。</p>	<p>関係機関と連携し、引き続き、計画的な啓発や取締り、再乱用防止等を実施し、大麻等の薬物乱用防止対策に取り組めます。</p>	<p>医療保健部 <small>（薬務課）</small></p>
<p>【サイバー犯罪の取締り推進】</p>		
<p>サイバー犯罪に的確に対処するため、知見を有する学術機関、民間事業者等との連携を一層強化するとともに、サイバー犯罪の取締り、産学官連携の枠組を通じた被害防止対策、警察職員の対処能力向上を図るための実践的な訓練等に取り組めました。</p> <p>一方で、サイバー犯罪に関する相談が後を絶たないことから、引き続き、サイバー犯罪の取締りを推進するとともに官民一体となった被害防止対策、警察職員の対処能力向上を図る必要があります。</p>	<p>サイバー空間の脅威に的確に対処するため、知見を有する学術機関や民間事業者等との連携を一層強化するとともに、演習環境の高度化や情報技術解析用資機材の整備を推進することにより、最新の情報技術等を悪用したサイバー犯罪の取締りや専門的な捜査員の育成、官民一体となった被害防止対策に取り組めます。</p>	<p>警察本部 <small>（サイバー犯罪対策課）</small></p>
<p>【テロの未然防止に係る取組】</p>		
<p>G7三重・伊勢志摩交通大臣会合等の</p>	<p>テロの脅威が継続する中、今後開</p>	<p>警察本部</p>

<p>大規模行事を控え、関連する情報の収集と分析、情勢に応じた警戒警備、部隊の練度向上など、警察による活動・取組のほか、大規模集客施設や公共交通機関との合同訓練を実施するなど、官民一体となってテロの未然防止に向けた取組を推進しました。</p> <p>テロの脅威が継続する中、引き続き、関係機関や民間事業者、地域住民の皆さんと緊密に連携した官民一体によるテロ対策を推進する必要があります。</p>	<p>催が予定されている大規模行事等を見据え、テロの未然防止に向けて、引き続き、県民の皆さんの理解と協力を得ながら諸情勢を踏まえつつ、テロ対策パートナーシップ参画事業者等との合同訓練など官民一体による各種テロ対策を推進します。</p>	<p>(警備企画課)</p>
<p>【犯罪に対する検挙力の向上】</p>		
<p>迅速・的確な初動捜査の推進、科学技術の活用等、捜査力・執行力の総合的な充実・強化のための取組を推進した結果、殺人・強盗などの重要犯罪の令和4年中の検挙率は98.9%でした。</p>	<p>犯罪に対する検挙力の向上のために、デジタル技術を活用した画像分析機器を導入して、捜査情報に対する高度な分析等を実施するとともに、迅速・的確な初動捜査の推進、科学技術の活用等、捜査力・執行力の総合的な充実・強化のための取組を推進します。</p>	<p>警察本部 (刑事企画課)</p>
<p>【警察活動に係る基盤強化】</p>		
<p>地域の実情や、社会の変化に適応するため、朝日交番の運用を開始したほか、老朽化した駐在所の建替整備(5施設)、パトカー未配備の駐在所へのパトカーの配備(2施設)を進めました。引き続き、交番・駐在所の建替整備や装備資機材の充実などを図る必要があります。</p>	<p>地域の実情や、社会の変化に適応するため、老朽化した交番・駐在所の建て替えやパトカーの配備、装備資機材の充実など、警察活動を支える基盤の強化に取り組みます。</p>	<p>警察本部 (地域課)</p>

6. 重点テーマ「交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす」

令和4年度の実施概要	令和5年度の実施方向(予定)	担当部署
<p>【三重県交通安全条例】に係る周知啓発</p>		
<p>令和4年中の県内の交通事故死者数は60人で、令和3年の62人から2人減少し、統計が残る昭和29年以降最少と</p>	<p>各季の交通安全運動における広報啓発のほか、SNSを用いた啓発等を通して効果的・効率的に周知し、</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>

<p>なりましたが、交通事故死傷者数は3,698人と前年から8.8%の増加となりました。</p> <p>また、「三重県交通安全条例」について、コロナ禍の状況を踏まえ、SNSを用いた啓発を実施し、県民の交通安全意識・交通マナーの向上、および自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図りました。</p>	<p>県民の皆さんの交通安全意識や交通マナーの向上、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図ります。</p>	
<p>【高齢者の交通事故防止に係る取組】</p>		
<p>高齢者の交通事故防止を交通安全運動の年間重点目標に掲げ、広報啓発を行うとともに、コロナ禍の情勢を踏まえて、運転に不安を持つ高齢運転者とその家族に対し、安全運転サポート車への乗り換えや運転免許証自主返納に関する気運醸成を図るため、SNSを活用した啓発を行いました。</p> <p>また、「運転免許証自主返納サポートみえ」の登録事業者拡大に取り組んだ結果、のべ885店舗(令和5年1月末現在)に拡大し(前年比+630店舗)、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりに努めました。</p> <p>さらに、交通安全研修センターにおいて、高齢者向けの参加・体験・実践型の交通安全教育を合わせて進めました(令和5年1月末現在 245人)</p>	<p>高齢者の交通事故防止を年間重点目標として広報・啓発するとともに、安全運転サポート車の体験型研修会を通しての普及啓発や、「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知と充実を図ります。</p> <p>さらに交通安全研修センターにおける、高齢運転者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育をあわせて進めていくことで、事故防止啓発の相乗効果を高めていきます。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
<p>【参加・体験・実践型の交通安全教育への取組】</p>		
<p>交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者に至る幅広い県民の皆さんを対象に、施設、設備の強みを生かした参加・体験・実践型の交通安全教育研修を実施しました。(令和5年1月末現在 3,007人)</p> <p>また、地域での指導者養成を目的とした講習や社会問題となっている高齢運転者等に特化した講習を重点的に推進</p>	<p>交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者に至る幅広い県民の皆さんを対象に、施設、設備の強みを生かした参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組みます。</p> <p>また、地域や職域で活動する交通安全教育指導者養成、高齢者を対象とした講習なども推進します。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>

<p>しました。</p>		
<p>【飲酒運転違反撲滅に係る再発防止対策の実施】</p>		
<p>「第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」に基づき、飲酒運転根絶に向けた広報・啓発等の取組を推進しました。</p> <p>特に、飲酒運転違反者285人（令和5年1月末現在）に対して、アルコール依存症に関する受診義務通知を行うとともに、期限までに報告のない者への勧告・再勧告を行い受診の促進を図りました。さらに、酒類販売管理研修での啓発を483名（令和5年1月末現在）に対して実施しました。</p>	<p>飲酒運転根絶に向けて、各季交通安全運動等を通じて重点的に啓発し、規範意識の定着に向けた取組を推進します。</p> <p>また、飲酒運転根絶のためには、再発防止対策が重要であることから、さらなるアルコール依存症に関する受診の促進、飲酒運転防止相談などの取組を推進します。</p>	<p>環境生活部 （くらし・交通安全課）</p>
<p>【交通ルール遵守と正しい交通マナーの定着に係る広報啓発】</p>		
<p>関係機関・団体と連携して「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」等の広報啓発活動を推進するとともに、通学路等の生活道路における街頭活動を強化した結果、本年の信号機のない横断歩道での車両等の平均停止率は、56.7%と前年に比べ上昇しました。</p> <p>令和4年10月からは、ドライバー目線に配慮した「ACTION38キャンペーン」を展開し、歩行者保護対策の更なる推進を図りました。</p> <p>このほか、自転車の交通事故防止対策の一環として、県内の高校生等を「セーフティ・バイシクルリーダー」に委嘱し、高校生等による自主的な自転車の交通安全活動を促進しました。</p> <p>高齢者対策としては、高齢者の特性及び交通事故発生状況の多角的な分析結果に基づき、関係機関・団体と連携し、自動車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しました。</p>	<p>歩行者保護対策として取組を開始した「ACTION38キャンペーン」の定着化に向け、工夫を凝らした活動を推進するとともに、「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」等の歩行者優先と正しい横断に向けた取組を関係機関・団体と連携して推進します。</p> <p>自転車対策としては、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されることに伴い、「セーフティ・バイシクルリーダー」との連携した啓発等、乗車用ヘルメットの着用促進に向けた取組を強化します。</p> <p>このほか、高齢者対策として、関係機関・団体と連携し、公民館等高齢者が多く集まる場所等での講話、各種シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、高齢者の交通事故防止対策を推進します。</p>	<p>警察本部 （交通企画課）</p>

【歩行者の安全確保のための交通安全施設等の適正管理】		
<p>歩行者の安全を確保するため、摩耗した横断歩道の塗り替え（3,195本）や視覚障害者を主とした歩行者支援システムの新設（21か所）を進めるとともに、老朽化した信号制御機（170基）や信号柱（110本）を更新しました。</p> <p>加えて、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しを進め、信号機（5基）等の撤去を進め、交通安全施設の適正管理に努めました。</p>	<p>交通の安全と円滑を図るため、摩耗した横断歩道等の道路標示の塗り替えを進めるとともに、信号制御機を始めとした老朽化した交通安全施設の更新・整備を推進します。</p> <p>また、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しを進めるなど、交通安全施設等の適正管理に努めます。</p>	<p>警察本部 （交通規制課）</p>
【交通事故抑止に係る交通指導取締りの推進】		
<p>交通事故の発生状況や地域住民からの要望等を踏まえ、移動オービス等の効果的な活用に取り組んだほか、横断歩行者等妨害等の重大事故に直結する交通違反に重点を置いた交通指導取締りを進めました。しかしながら、令和4年中における、歩行中又は自転車乗車中の死者が29人と交通死亡事故全体の約5割を占めたほか、飲酒運転による死亡事故が4件発生しており、引き続き、重大事故に直結する悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを一層推進していく必要があります。</p>	<p>交通事故の発生状況や地域住民からの要望等を踏まえ、通学路、生活道路等における移動オービス等の効果的な活用を図り、交通事故の抑止に取り組めます。また、横断歩行者等妨害等、自転車利用者に対する指導取締り及び飲酒運転等の重大事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。</p>	<p>警察本部 （交通指導課）</p>

Ⅲ 数値目標の進捗状況

この章では「アクションプログラム・第2弾」における3つの基本目標と重点テーマそれぞれに設定されている6つの活動指標について、令和4年度の実績値を掲載し、進捗状況をお示しします。

【目標項目】

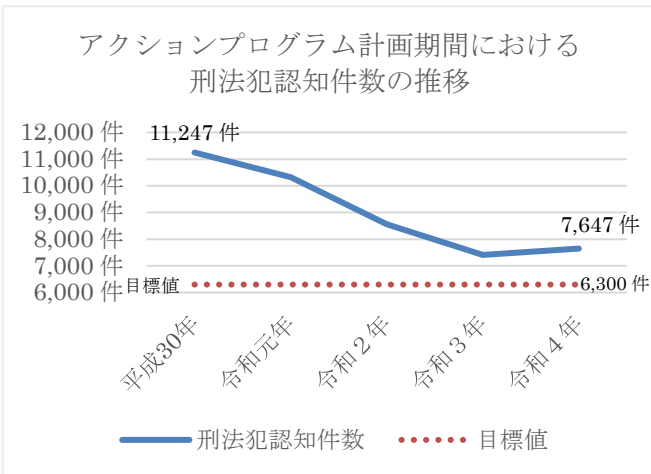
目標項目	目標設定時の値	目標値 (令和5年)
刑法犯認知件数	11,247 件	6,300 件未満
交通事故死者数※	87 人	60 人以下
地域の防犯・交通安全活動に参加したことがある割合	31.9%	37.5%

【活動指標】

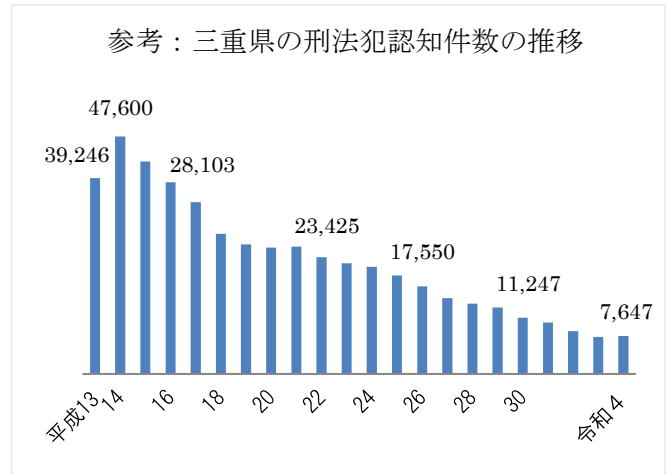
重点テーマ	目標項目	目標設定時の値	目標値 (R5年度末)
1 地域の防犯力を高める	安全・安心まちづくり地域リーダーの配置市町数	15 市町 (R元年度)	29 市町
2 子どもを犯罪から守る	「居住する地域内で子どもが犯罪被害から守られている」と感じる人の割合	47.6% (R元年度)	56.0%
3 女性を犯罪から守る	「居住する地域内で女性が犯罪被害から守られている」と感じる人の割合	21.2% (R元年度)	28.0%
4 高齢者を犯罪から守る	「居住する地域内で高齢者が犯罪被害から守られている」と感じる人の割合	30.5% (R元年度)	37.3%
5 近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する	直近の犯罪情勢等を踏まえ、毎年度目標を設定 ※令和4年度は「防犯ボランティア団体・事業者等の取組の県HPにおける掲載件数」	—	—
6 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす	交通事故死傷者数	6,223 人 (H30年中)	3,100 人以下

1 基本目標

目標項目	目標設定時 (平成 30 年)	昨年度値 (令和 3 年)	現状値 (令和 4 年)	目標値 (令和 5 年) R3年度目標達成により目標値 を更新しています
刑法犯認知件数	11,247 件	7,410 件	7,647 件	6,300 件未満 (更新前 7,500 件未満)



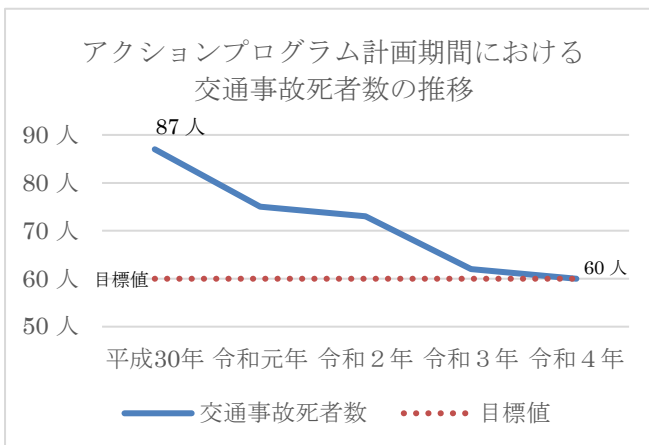
※令和4年度は前年度と比べ、刑法犯認知件数は微増となった。



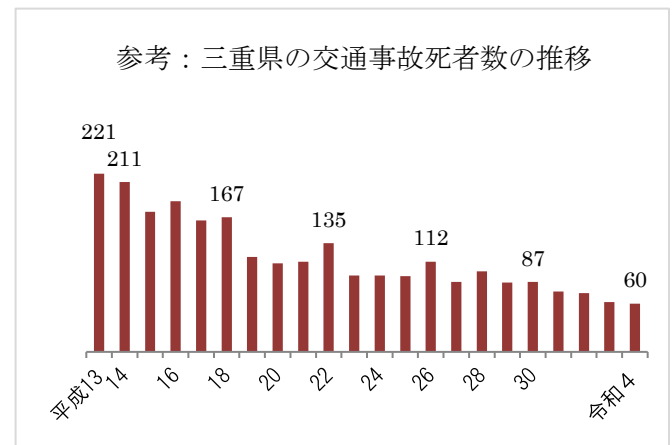
※平成14年をピークに減少傾向にあり、令和3年には戦後最少となったが、令和4年度は微増となった。

目標項目	目標設定時 (平成 30 年)	昨年度値 (令和 3 年)	現状値 (令和 4 年)	目標値 (令和 5 年)
交通事故死者数※1	87 人	62 人	60 人	60 人以下

※1 交通事故発生から24時間以内に死亡した人の数



※順調に推移し、令和4年度は目標値を達成した。

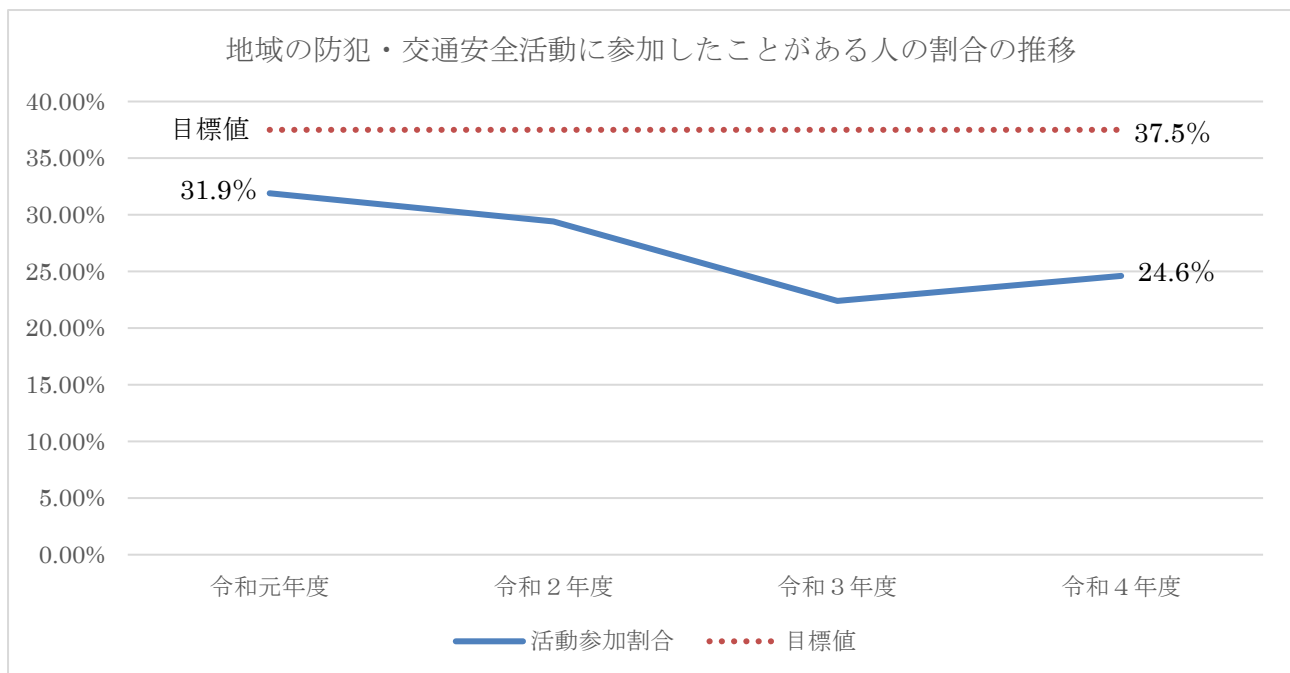


※減少傾向で推移しており、令和4年は統計の残る昭和29年以降最少を更新した。

目標項目	目標設定時 ※3	昨年度値 (令和3年)	現状値 (令和4年)	目標値 (令和5年)
地域の防犯・交通安全活動に参加したことがある人の割合※2	31.9%	22.4%	24.6%	37.5%

※2 割合は、三重県「eモニターアンケート」における回答結果

※3 三重県「eモニターアンケート」における数値は、「目標設定時数値」が令和元年度、「昨年度値」は令和2年度、「目標値」は令和5年度実施結果の値を指します。



※地域の防犯・交通安全活動に参加したことがある人の割合は、目標設定時の割合(31.9%)から、令和4年度は24.6%と減少している。

※目標値を達成するため、より多くの県民へ防犯・交通安全活動の有効性を示し、活動への参加を呼び掛ける必要がある

2 重点テーマ活動指標

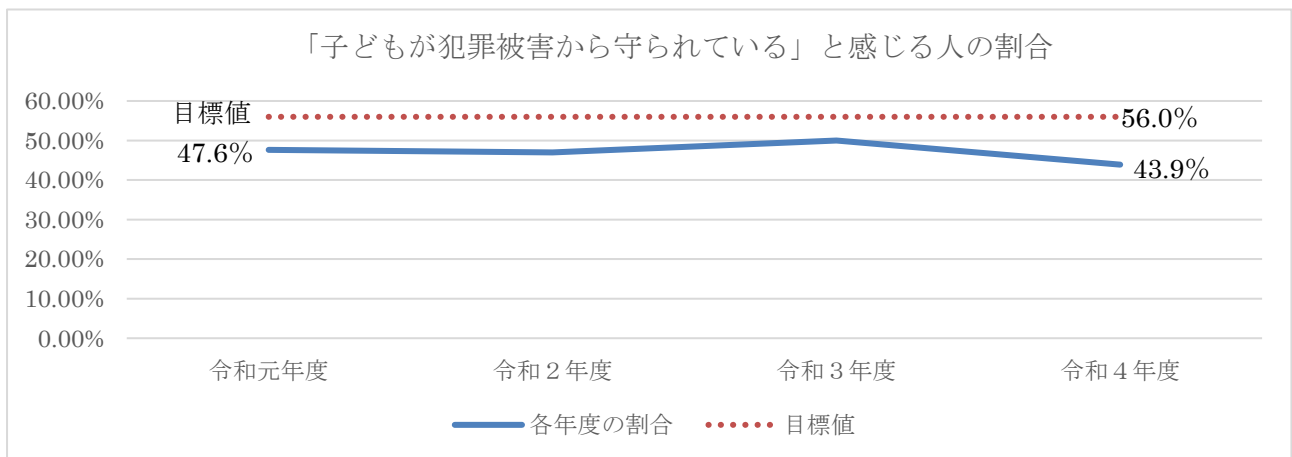
重点テーマ	目標項目	目標 設定時 (R元年度)	昨年度値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	目標値 (R5年度)
1	地域の防犯力を 高める※	安全・安心まちづくり 地域リーダーの配置 市町数	15 市町	17 市町	29 市町

※県が実施する「安全・安心まちづくり地域リーダー養成講座」の修了者が配置された市町数

※目標値を達成するため、未配置の市町で活動する防犯ボランティアの養成講座への参加を促進する必要がある

重点テーマ	目標項目	目標 設定時 (R元年度)	昨年度値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	目標値 (R5年度)
2	子どもを 犯罪から守る※	「居住する地域内で 子どもが犯罪被害か ら守られている」と 感じる人の割合	47.6%	50.0%	56.0%

※目標項目は、電子アンケートシステム「三重県 e モニター」の調査結果において、「感じる」及び「どちらかと言えば感じる」と回答した人の割合

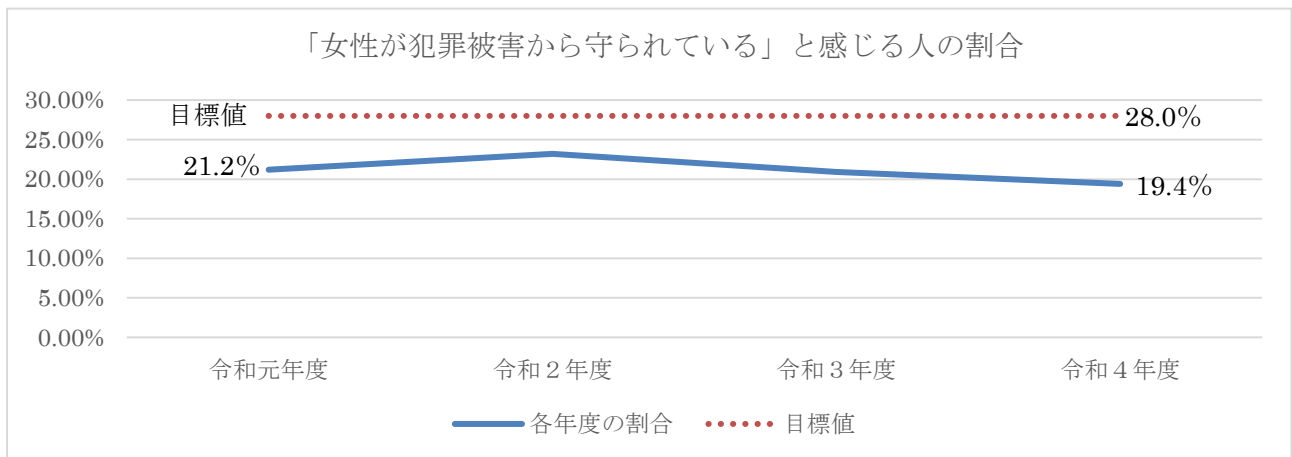


※「居住する地域内で子どもが犯罪被害から守られている」感じる人の割合は、目標設定時の割合(47.6%)から、令和4年度は43.9%と減少した。

※目標値を達成するためには、より多くの県民が居住する地域で行われ活動を知ることができるよう、防犯活動の可視化していく必要があると考えられる。

重点テーマ	目標項目	目標 設定時 (R元年度)	昨年度値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	目標値 (R5年度)
3	女性を 犯罪から守る※ 「居住する地域内で 女性が犯罪被害から 守られている」と 感じる人の割合	21.2%	20.9%	19.4%	28.0%

※目標項目は、電子アンケートシステム「三重県 e モニター」の調査結果において、「感じる」及び「どちらかと言えば感じる」と回答した人の割合

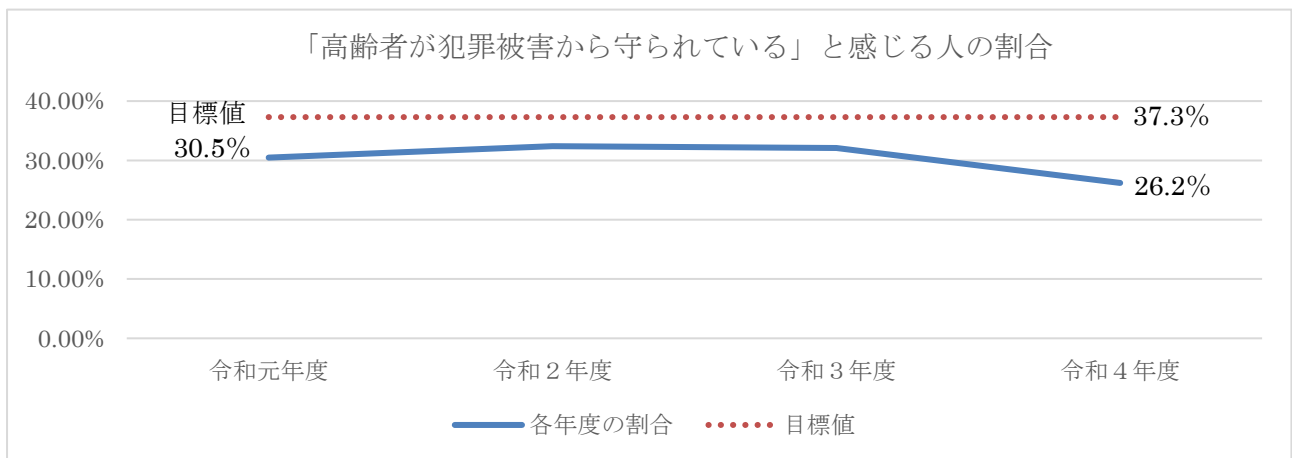


※「居住する地域内で女性が犯罪被害から守られている」感じる人の割合は、目標設定時の割合(21.2%)から、令和4年度は19.4%と減少している。

※目標値を達成するためには、より多くの県民が居住する地域で行われ活動を知ることができるよう、防犯活動の可視化していく必要があると考えられる。

重点テーマ	目標項目	目標 設定時 (R元年度)	昨年度値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	目標値 (R5年度)	
4	高齢者を 犯罪から守る	「居住する地域内で 高齢者が犯罪被害か ら守られている」と 感じる人の割合	30.5%	32.1%	26.2%	37.3%

※目標項目は、電子アンケートシステム「三重県 e モニター」の調査結果において、「感じる」及び「どちらかと言えば感じる」と回答した人の割合



※「居住する地域内で高齢者が犯罪被害から守られている」感じる人の割合は、目標設定時の割合(30.5%)から、令和3年度は26.2%と減少している。特に特殊詐欺の被害件数の増加(R3:110件→R4:142件)が減少の要因と思われる。

※目標値を達成するためには、より多くの県民が居住する地域で行われ活動を知ることができるよう、防犯活動の可視化していく必要があると考えられる。

重点テーマ	目標項目	目標 設定時 (R3年度)	昨年度値	実績値	目標値	
5	近年懸念される 犯罪等に対する 安全・安心を 確保する	防犯ボランティア団 体・事業者等の取組の 県 HP における掲載件 数	67 件	—	67 件	80 件

※テーマ5における活動指標は、直近の犯罪情勢等をふまえた議論を経て毎年度目標を設定することとなっているため、昨年度値はありません。また、目標値は令和4年度のものであります。

※来年度以降も引き続き取組を紹介する防犯ボランティア団体や事業者等を調査し、掲載数の増加をめざしていく。

重点テーマ	目標項目	現状値 (R元年度)	昨年度値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	目標値 (R5年度) <small>R3年度目標達成により目標値を更新しています</small>	
6	交通事故ゼロ・ 飲酒運転ゼロを めざす	交通事故死傷者数	6,223 人	3,400 人	3,698 人	3,100 人 以下

※テーマ6の現状値は、平成30年中の交通事故死傷者数です。

※令和4年度は前年度と比べ、交通事故死傷者数は微増となった。

1 令和4年度における成果

- アクションプログラムの主軸となる3分野（県・警察・教育委員会）のワーキンググループを開催し、顔の見える関係性の構築や連携に向けた協議を重ねることで、各分野同士が協力して安全安心まちづくりに向けた取組を実施することができました。

- 地域の防犯活動等をけん引する意志のある方などを対象に、「安全安心まちづくり地域リーダー養成講座」を県教育委員会主催「スクールガード・リーダー育成講習会」と併せ共同開催し、新たな地域リーダーを4名養成することができました。
また、地域リーダーを対象としたフォローアップ講座を実施し、活動事例の共有や増加する自転車盗への対応策についての意見交換を実施することで、さらなるスキルアップやノウハウの共有を図りました。

- 県民の皆さんの防犯意識の高揚と、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの推進等を目的としたイベント「安全・安心まちづくりフォーラム」を開催し、57名が参加しました。
このイベントは、開催目的や参加対象者が重複している県主催イベント（アクションプログラム県民大会）と警察本部主催イベント（防犯ボランティアフォーラム）を統合するかたちで実施し、県と警察本部の連携強化や参加者の利便性向上につなげることができました。

- 地域における「構成員の高齢化」や「担い手不足」といった課題に対応するため、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」から意見聴取のうえ、地域に密着した事業者が積極的に防犯活動に参画いただける仕組みを検討し、「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」として令和5年度6月から実施することとしました。

2 令和4年度の課題

(1) 地域における持続可能な防犯活動のための事業者との連携について

安全で安心なまちづくりにおいて重要な役割を担う防犯ボランティア団体は、「高齢化」や「担い手不足」といった課題を抱えています。県民が安全に安心して生活できるよう、地域において持続可能な防犯活動が継続されることが重要です。

そのため、「構成員のほとんどが現役世代である」、「廃業しない限りは地域に存在し続ける」といった特徴を持つ事業者との連携を積極的に進めるべく、令和5年度から実施予定の「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」にできるだけ多くの事業者に参加いただくことが必要です。

(2) 県民の体感治安及び防犯意識の向上について

刑法犯認知件数や交通事故死者数等は、減少傾向にあります。一方で、県が実施したアンケート（令和4年12月実施「県eモニター」）において、3年前と比べて治安がどうなったと思うか尋ねたところ、「変わらない」、「悪くなった」と回答した人の割合が約9割(90.2%)であり、治安が良くなったと感じる県民が少ないという結果が出ています。

県民の犯罪等への不安が依然として解消されていないことから、県民の体感治安や防犯意識向上につながる取組を進める必要があります。

(3) 「安全安心まちづくり地域リーダー」養成について

地域の防犯活動等をけん引する「安全安心まちづくり地域リーダー」を新たに4名養成することができましたが、未配置市町への新たな配置はできませんでした。

引き続き、地域等への呼びかけを進めていくとともに、市町をはじめとした関係機関と連携し、新たな防犯ボランティア団体の掘り起こしを進める必要があります。

(4) アクションプログラムの改定について

犯罪や交通事故をなくすための取組を総合的かつ横断的に推進していく県の個別計画である「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」の計画期間終了（令和5年度末）が迫っており、次期計画の改定に向け、検討を進めていく必要があります。

また、検討にあたっては、直近の犯罪（社会）情勢の変化、市町・県警等関係機関や安全安心まちづくり地域リーダー、安全安心まちづくり推進会議の意見も反映させることが重要です。

3. 令和5年度の重点取組

(1) 地域における持続可能な防犯活動のための事業者との連携について

令和5年6月から運用を開始する「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」により多くの事業者に参加いただけるよう、事業者団体や市町等を通じて幅広く制度を周知します。その中でも特に、小売業や鉄道業といった多くの県民が利用する事業者に対して、個別に働きかけていきます。

(2) 県民の体感治安及び防犯意識の向上について

県民の皆さんの防犯意識向上を図るため、防犯ボランティア団体や事業者、市町担当者等が一堂に会する「安全安心まちづくりフォーラム」を開催するとともに、「自分は地域から守られている」と感じることができるよう、ホームページやSNSを生かした広報活動を強化し、防犯活動の「見える化」を図ります。

(3) 「安全安心まちづくり地域リーダー」養成について

「安全安心まちづくり地域リーダー」が未配置である市町への積極的な働きかけを通じ、全市町への「安全安心まちづくり地域リーダー」配置をめざします。また、関係機関が把握する活動団体へも参加を促し、リーダー数の増加による自主防犯活動の活性化、地域防犯力の底上げに努めます。

(4) アクションプログラムの改定について

現プログラムの成果と課題を検証したうえで、県民意識の変化や近年の犯罪情勢・傾向、市町・関係機関・団体・地域リーダー等からの意見を整理し、犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議に諮りながら改定を進めていきます。

4 重点テーマ5（近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する）に係る 令和5年度の活動指標

活動指標 防犯ボランティア団体・事業者等の取組の県HPにおける掲載件数

【現状値】67件
(令和4年度)



【令和5年度末】80件

■基本的な考え方

上記目標は、令和4年度の活動指標としており、コロナ禍においても多くの防犯ボランティア団体や事業者等が活動を継続していましたが、新たな取組はありませんでした。

また、プログラムの基本目標である「地域の防犯・交通安全活動に参加したことがある人の割合」及び、重点項目「〈子ども/女性/高齢者〉を犯罪から守る」の活動指標である「居住する地域内で〈子ども/女性/高齢者〉が犯罪被害から守られていると感じる人の割合」について、いずれも目標設定時からその割合が減少している状況です。

県民が安全安心な暮らしを実感するためには、「自分は地域から守られている」と感じてもらうことがひとつの方法であり、そのためには「地域で安全安心につながる活動をしている人（団体）がいる」と知ってもらうことが重要であると考えられます。

このことをふまえ、令和5年度も引き続き、県の周知広報の要となる県HPにおける防犯ボランティア団体・事業者等の取組掲載件数を増やすことを活動指標とします。

■取組方針

重点テーマ1の活動指標である「安全・安心まちづくり地域リーダーの配置市町数」の目標を達成するために、「地域リーダー未配置市町への働きかけ」や「新たな地域リーダーの養成」を行う中で、新たにつながりのできる活動団体の取組内容を聴取し、その活動をHPに掲載できるようにします。

あわせて、令和5年6月から開始予定の「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」に登録いただいた事業者から、新たな取組事例の収集に努めます。

なお、HPに掲載した防犯ボランティア団体等の活動を幅広い県民の方に知っていただくため、県の広報媒体（広報誌、県公式SNS等）を積極的に活用するほか、メディアでの広報についても検討するなど、これまで以上の周知啓発を行いたいと考えています。

※プログラム第2弾の重点テーマ「近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する」の目標項目については、「直近の犯罪情勢等をふまえ、『犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議』等における議論を経て、毎年度、重点目標（単年度の数値目標）を設定する」こととしています

『安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾』
令和4年度の総括

令和5（2023）年11月
三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 津市広明町13番地

電話：059-224-2664

FAX：059-224-3069

メール：anzen@pref.mie.lg.jp

県HP：<http://www.pref.mie.lg.jp/BOUHAN/>



県HP(安全安心)